

## 春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(保険料の減免) 第18条 2 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の <u>氏名及び住所</u>	(保険料の減免) 第18条 2 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）</u>

### 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。